

# 都民等との協働による 動物との共生推進拠点の整備検討会 報告書

令和5年2月  
東京都福祉保健局

# 目次

I.	はじめに	2
II.	検討の視点と検討項目	3
III.	東京都の取組	4
IV.	他自治体・海外施設の整備事例	10
V.	検討報告	13
	1. 動物福祉に配慮した飼養管理	
	2. 関係者等との協働促進（動物愛護に関心がある層に向けた取組）	
	3. 都民に身近な施設になるための取組（動物愛護に関心が薄い層も含めた取組）	
	4. 新施設の整備と運営手法	
	5. その他	
VI.	おわりに	23
VII.	参考資料	24
	1. 設置要綱	
	2. 検討会委員等	
	3. 検討経過 他	

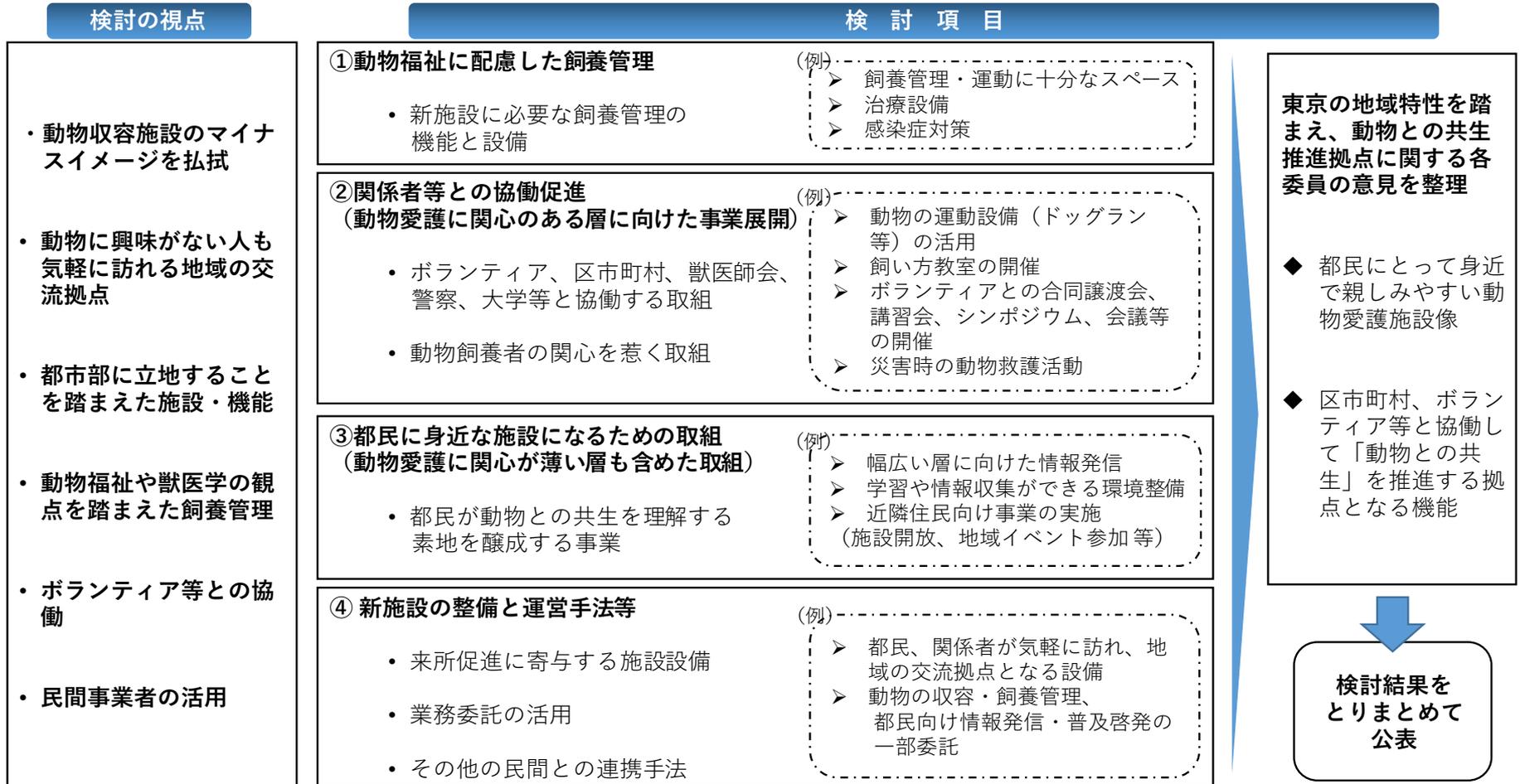
## 1. はじめに

- 動物愛護相談センターは、都の動物愛護管理施策の中核を担う施設として、動物の飼い主等への普及啓発、相談対応、保護した動物の飼養管理・譲渡、動物取扱業の監視指導、動物由来感染症対策など、その専門性を生かした幅広い取組を実施しています。
- 都は、平成29年3月に「動物愛護相談センター整備基本構想」を策定し、これからのセンターに求められる役割や重点的な取組が必要な事項を整理するとともに、特に老朽化が進み、狭隘な本所は、早期に整備を行うこととしました。
- また、令和3年3月に改定した「東京都動物愛護管理推進計画（ハルスプラン）」においては、動物愛護相談センターは、都の動物愛護管理施策を推進するために必要な機能を整えるとともに、都民や関係者との協力等を視野に入れた利便性や、業務の効率性についても十分に考慮した、都民に開かれ、より親しみやすい施設としていくこととしています。
- 以上の経緯を踏まえ、令和4年8月、「都民等との協働による動物との共生推進拠点の整備検討会」を設置し、学識経験者や関係者により、動物愛護相談センターの機能強化に向け、その施設像及び機能について具体的に検討を行いました。今般、その結果をとりまとめましたので報告します。

## II. 検討の視点及び検討項目

当検討会では、以下のとおり検討の視点及び検討項目を設定しました。

### 都民等との協働による動物との共生推進拠点の整備検討会における検討の視点と検討項目



### Ⅲ. 東京都の取組

#### 1. 動物愛護施策における関係者の役割

都民や事業者、ボランティア等の関係者が連携・協力して、「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指した取組を進めています。

#### 東京都

- ・ 都内全域を見据えた普及啓発促進
- ・ 動物の保護管理（引取・収容、返還・譲渡等）
- ・ 動物由来感染症対策、災害時の動物救援等

#### 区市町村

- ・ 飼い主への普及啓発
- ・ 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底
- ・ 地域の実情を踏まえた飼い主のいない猫対策

#### 都民

- ・ 飼い主の責務（適正飼養・終生飼養）
- ・ 命あるものである動物への適切な接し方

#### ボランティア団体

- ・ 動物愛護相談センターに収容された犬猫等の譲渡や、動物の飼養継続が困難な状況となった飼い主への助言指導等
- ・ 離乳前子猫や負傷動物の譲渡促進についても協力

#### 動物愛護推進員

- ・ 地域における動物愛護活動の中心的な役割
- ・ 飼養に関する相談・助言、飼い主のいない猫対策への協力

「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現

## 2. 関係者との協働事例（ボランティア団体等）

協働事例	内 容
<p>登録譲渡団体と連携した動物の譲渡</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターで収容した犬猫の譲渡は、登録譲渡団体等と連携して実施</li> <li>・約50団体が登録</li> <li>・団体の連絡先や譲渡会情報は「ワンニャンとうきょう」に掲載</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>登録譲渡団体向け講習会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>東京都動物情報サイト 「ワンニャンとうきょう」</p> </div> </div>
<p>離乳前子猫の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気や衰弱状態でない離乳前子猫を、登録ボランティア（ミルクボランティア）の協力を得て育成し、譲渡に繋げる取組</li> <li>・センターからボランティアに対し、ミルク、哺乳瓶、消耗品等を提供</li> <li>・登録ボランティア数 約50名</li> <li>・年度平均約75頭を譲渡</li> </ul> <div style="text-align: right;">  </div>
<p>負傷動物の譲渡促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターに収容された負傷動物等の譲渡に協力する団体等に、保護具等の物資を供給して譲渡を促進</li> <li>・年度平均約30頭を譲渡</li> </ul>

### 3. 関係者との協働事例（ボランティア団体等）

協働事例	内 容
トリミング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収容動物を清潔に保つとともに、シャンプーやブラッシングに慣れられることで、人との信頼関係の構築を図ることを目的として、トリミングボランティアをお願いしている。</li> <li>・ 月平均3回、各回1～5名のボランティアが参加</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>
トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収容動物に対し、人との生活に適した状態とするために、しつけトレーナー等に来所してもらい、必要なトレーニングの実施をお願いしたり、改善策などに関するミーティングを実施することで、問題行動の改善に努めている。</li> <li>・ 2月に1回、各回1～2名のボランティアが参加</li> </ul> <div style="text-align: right;">  </div>

## 4. 関係者との協働事例（獣医系大学、獣医師等）

協働事例	内 容
問題行動相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター職員からの動物の問題行動に関する相談に対し、獣医系大学から動物行動学の知見に基づき助言をもらう。</li> <li>・月2回程度実施</li> </ul>
獣医療研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収容動物の譲渡促進のため、センターに臨床獣医師を招いての不妊手術等の獣医療研修を実施している。</li> <li>・年1回程度実施</li> </ul> 
インターンシップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・獣医大学生のインターンシップをセンターで受け入れて実習等を行っている。</li> <li>・年2回程度実施</li> </ul>

## 5. 関係者との協働事例（動物愛護推進員等）

協働事例	内 容
イベント出展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パネル展示、動物の飼い方相談、パンフレット配布等を行う。</li> <li>・ 動物愛護週間中央行事、世田谷区動物フェスティバル等</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                 動物愛護週間中央行事             </div>
動物教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校低学年を対象に、命の大切さや動物との接し方等を啓発している。</li> <li>・ 年間約30回実施</li> </ul> <p>※動物教室の実施は民間事業者に委託しており、令和4年度から、動物愛護推進員にも一部実施を依頼して行っている。</p> <div style="text-align: right;">  </div>

## 6. 関係者との協働事例（東京都獣医師会、動物愛護推進員、ボランティア等）

協働事例	内 容
<p>災害時対応</p>	<p>災害発生時、関係団体と協働して動物救援本部を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東日本大震災東京都動物救援本部、三宅島噴火災害動物救援本部</li> <li>・東京都獣医師会：被災動物の救護及び応急処置等</li> <li>・ボランティア（動物愛護推進員等）：被災動物の保護管理</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="552 555 904 1043" style="text-align: center;"> <p>東日本大震災東京都動物救援本部 活動報告書</p> </div> <div data-bbox="971 555 1348 808" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1400 555 1744 808" style="text-align: center;"> </div> </div> <p>○区市町村が設置する避難所での動物の飼育管理の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護推進員：避難所での適正飼養や動物由来感染症予防等への協力支援</li> </ul> <p>※都は動物愛護推進員向け講習会等を実施</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div>

## IV. 他自治体・海外施設の整備事例

### 1. 他自治体の事例①

#### (1) 関係者等との協働促進（動物愛護に関心のある層に向けた事業展開）

##### <動物の譲渡>

- ◆ 適正に飼養又は譲渡ができるボランティア団体を登録し、収容した犬・猫を譲渡
- ◆ センター施設を活用し、登録団体による譲渡会を開催

##### <センター運営への協力>

###### ① 収容動物の飼養管理

- ◆ 登録ボランティアがセンター業務に協力  
譲渡ボランティア、グルーミングボランティア、啓発ボランティア
- ◆ 研修を修了し、審査を通過したボランティアが、センター業務を支援、協力
- ◆ 登録したボランティアスタッフと職員が協働して、センターにおける現場作業などを実施

###### ② 施設見学、イベント実施等

- ◆ ボランティアによるセンター施設案内
- ◆ 動物の飼い方相談、しつけ教室
- ◆ ボランティア等と連携した動物愛護イベントの実施  
動物愛護週間行事、動物愛護教室等

##### <地域における適正飼養の推進>

- ◆ 動物愛護推進員を委嘱し地域に根差した活動を実施
- ◆ 飼い主のいない猫対策の実施  
(ボランティアや団体と連携した飼い主のいない猫の不妊去勢手術等)

##### <災害対策>

- ◆ ペットの災害対策の普及啓発  
防災グッズの展示、各種講習会での講義
- ◆ 災害発生時に動物救護及び動物による危害防止対策を迅速かつ円滑に実施するため、関係団体・機関と災害時動物救護活動に係る会議を開催
- ◆ 災害発生時に関係団体やボランティアと連携して被災動物の救護活動を実施  
(センターを拠点とした被災動物の保護・収容・治療等)

##### <獣医師会との連携>

- ◆ 地元獣医師会による夜間動物救急センターの設置、運営

##### <大学との連携>

- ◆ 獣医系大学と事業連携に関する協定等を締結  
人材育成、収容動物の不妊去勢手術等

##### <その他>

- ◆ 関係団体、ボランティア等を委員とした  
人と動物との共生推進に関する協議会の設置

## 1. 他自治体の事例 ②

### (2) 身近な施設になるための取組（動物愛護に関心が薄い層も含めた取組）

#### <施設の見学等>

- ◆ 施設見学、パネル展示、インターンシップ等の実施
- ◆ 動物ふれあい教室、各種体験教室（動物飼育体験、獣医師体験、シャンプー・トリミング体験）

#### <イベント、セミナー等の実施>

- ◆ 市民向け動物愛護イベント、セミナー、出張講義等の開催
- ◆ 動物の命の大切さをテーマにした子供向け教室の開催
- ◆ 動物愛護週間行事の開催  
イベント開催、小学生・中学生から動物愛護ポスター等を募集

#### <市民に向けたアプローチ>

- ◆ 市民交流、市民活動の場を提供  
動物愛護をきっかけとした市民の自発的な活動を支援、交流の場としてセンター施設を活用  
センター内に「市民活動コーナー」を設け、ボランティア活動等、市民活動や公益性のある活動を行っている団体に貸出し
- ◆ コンパニオンアニマル活動
- ◆ 施設愛称の公募

#### <情報発信等>

- ◆ ホームページ、SNSを活用した情報発信
- ◆ 同じ敷地内に他施設が設置されている立地を活用し、認知度を向上

### (3) 新施設の整備と運営手法等（来所促進、業務委託の活用、民間との連携手法）

#### <来所促進のための施設整備>

- ◆ 木材の使用等、施設建築コンセプトの工夫
- ◆ ドッグラン、多目的室、トリミングルームなど、ボランティアや来所者が活用できるスペースの創出

#### <運営手法の工夫等>

- ◆ 動物の飼養管理等の業務委託
- ◆ ドッグラン等の施設利用者へのボランティアによる案内

## 2. 海外施設の事例

### 親しみやすいイメージ の創出

- 施設名を柔らかい印象のものに変更
- “可愛い動物がいる楽しい場所”にイメージを転換  
譲渡対象動物を可愛く見せる工夫等
- 広報の実施  
車両に施設名を記載  
排泄物処理袋の配布 など

### 身近な施設、 楽しい施設とする工夫

- ドッグランの開放  
市民の憩いの場として機能
- しつけ方教室の開催
- 犬のトレーニングスペースの設置
- 近隣住民の来所を促すため週末に開館
- 周囲の環境と調和した施設設計

### 来訪のきっかけ作り

- 施設でイベント開催
- 動物病院を併設  
診療費を安く設定  
繁殖制限やワクチン接種等の  
啓発の場として機能
- 動物霊園を併設

### 多様な主体と連携して運営

ボランティア  
民間企業  
獣医科大学  
等

### 集客性の向上・地域との交流による理解促進

(たくさんの人々が訪れる開かれた施設、週末に家族が遊びに行く場所)



## 1. 動物福祉に配慮した飼養管理 ②

### <海外施設の事例>

- ◆ 建物の窓に猫用のベランダを設け、猫が自ら外に出て日光や風に当たることのできる環境を実現している。
- ◆ 猫室の室内に階段を設け、屋上の猫用スペースに猫自身の意思で移動できる環境を実現している。



### <その他>

- ◆ 動物保護施設は、適正な動物福祉の啓発の場となるべき。
- ◆ 施設の立地や環境を踏まえた上で、動物福祉を最大限向上するための工夫をするべき。
- ◆ 動物が予後不良の状態であれば、必要に応じて治療的な安楽死も考慮するべき。



## 2. 関係者との協働促進（動物愛護に関心がある層に向けた取組）①

### <動物愛護推進員、ボランティアとの協働>

- ◆ 動物愛護推進員が、都民向け講習会や子供向け動物教室の講師を務めるなど活躍の場を広げると良い。
- ◆ 子供たちが自由に来所して動物のことを学ぶ開かれた場所になってほしい。
- ◆ 施設に多目的ホールを設置して、ボランティア団体との合同譲渡会を開催したり、ボランティア団体が主催する譲渡会の会場として貸し出すと良い。
- ◆ 平時からボランティア同士が交流し、勉強し合う機会が生まれると良い。
- ◆ 施設が動物愛護の関係者が連携する拠点になれば、地域で生じる課題への対応力向上につながる。
- ◆ 災害時などにボランティア間を調整するコーディネーターの養成も必要。



### <海外施設の事例>

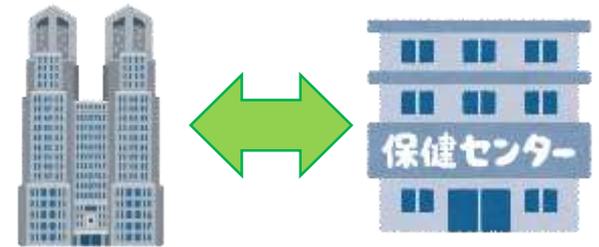
- ◆ 海外の施設は開かれており、ボランティアが活動しやすい。参加条件は年齢と最低限の活動時間のみで、都合が良いときに活動が可能。
- ◆ 施設内にボランティアの居場所、情報交換の場がある。職員もボランティアと交流しており、ボランティアの参加意識を高めている。
- ◆ ボランティアが収容された犬の散歩など行い、人に慣れて譲渡が進んでいる。
- ◆ 譲渡後に新しい飼い主が扱いに困らないように、しつけ教室を開催している。



## 2. 関係者との協働促進（動物愛護に関心がある層に向けた取組）②

### < 関係機関との連携 >

- ◆ 都が担えないことは、積極的に区市町村、警察、民間団体、獣医科大学、獣医師会などと役割分担をすると良い。
- ◆ 行政は、民間団体と異なり毅然と対応すべき場面があるので、民間団体との協働に当たってはイニシアチブをとるべきである。
- ◆ 警察署に動物が保護されるケースもあるため、警察との協働を進めてもらいたい。
- ◆ 動物の多頭飼育崩壊や虐待事案など、飼養継続が困難となるケースでは、地域の対応力向上に向けて、社会福祉関係者（民生委員、ケースワーカー等）と協働すべき。
- ◆ 収容動物の飼養管理の向上や診療の支援等について、獣医系大学との連携を進めるべき。
- ◆ 関係機関との連携に当たっては、地域特性を踏まえた先進的な手法を生み出し、全国のモデルケースとなってほしい。
- ◆ 無責任な飼い主が罪悪感なく飼育放棄できる施設になってはいけない。飼い主モラルの向上と、多くの都民が訪れる楽しく開かれた施設にするという2点の両立がポイントとなる。この点について、協働する関係団体と認識を揃えることが必要。



### < 民間企業の活用 >

- ◆ ペットショップに、新たに飼養する人向けのリーフレットなどの配布を依頼すると良い。
- ◆ 他自治体では、動物愛護センターの管理を広告代理店に委託し、効果的に情報発信を実現している事例があるため、このような分野の業種も“協働する関係者”と捉える視点があっても良い。

### 3. 都民に身近な施設になるための取組（動物愛護に関心が薄い層も含めた取組）①

#### <動物愛護に関心が薄い層も含めた幅広い層に向けた取組>

- ◆ 学校への出張授業や校外学習、教職員向けの講座を行うと良い。動物愛護を強調し過ぎないスタンスで実施するのが効果的。
- ◆ 動物虐待など動物に起因する問題への対応は人の福祉や公衆衛生の向上につながるとの理解を広げる必要がある。
- ◆ イベントは、“正しいこと”を伝えるだけではなく「楽しそう・ためになる」と感じてもらえる内容とする。
- ◆ 写真を撮るスペースの設置や、子供の動物関連職業体験の実施など、家族や友人同士で参加できる企画があると良い。
- ◆ 猫や犬の専門書店、夜間動物病院を併設すると人が集まる。
- ◆ 人気動物園の集客手法も参考にすると良い。



#### <動物の飼い主に向けた取組>

- ◆ 動物の飼い主が施設を訪れたときに、困り事を解決するヒントや、地元の専門家に関する情報を得られると良い。
- ◆ 家庭における飼養環境の参考となるモデルルーム等の展示をすると良い。
- ◆ ドッグランは、来所のリピートにつながる。ドッグランを活用して飼い主マナーの普及啓発を行うことで、飼っていない人に飼い主の取組を知ってもらうこともできる。
- ◆ 動物のトレーニングルームを設け、トレーナーから助言やトレーニングを受けられると良い。
- ◆ 犬猫を連れてくることができ、家庭での飼養法のヒントが得られるカフェを設置すれば人が集まる。



### 3. 都民に身近な施設になるための取組（動物愛護に関心が薄い層も含めた取組）②

#### <災害への備えに関する取組>

- ◆ 動物との同行避難について公開講座を開催すると良い。町会や避難所開設者を対象にすると理解が進む。
- ◆ 備えの必要性をより浸透させるため、普及啓発にもっと“楽しめる”要素を付加すると良い。
- ◆ 飼い主と行政だけでなく、関わる各種ボランティアが参加する合同避難訓練を実施し、平時から関係者が顔見知りになる機会を作れると良い。



#### <施設を交流の場として活用>

- ◆ 動物愛護と関連のないイベント等にも施設を貸し出せば、動物愛護施設に関心が薄い層の理解を促進できる。
- ◆ 例えば、犬を飼っている人が入院する際に預け先が自然に見つかるような、動物飼養者の交流の場となれば良い。
- ◆ ドッグランを活用して飼い主マナーの普及啓発を行うことで、犬を飼っていない人に飼い主の取組を知ってもらうこともできる。
- ◆ 動物をこれから飼う人、飼い始めた人、失った人が集ってざっくばらんに情報交換できると、これから飼いたい人が飼う準備や心構えに気付く機会にできる。
- ◆ 体が不自由な人などに、その人に合った動物とのふれあい方や楽しみ方を案内する事業があっても良い。



### 3. 都民に身近な施設になるための取組（動物愛護に関心が薄い層も含めた取組）③

#### <情報発信の手法>

- ◆ 最も効果的な情報発信手法は広告である。広報対象に応じて広告の種類を選定する必要がある。（リスティング広告、SNS広告、ニュースレター配信、口コミサイトやお出かけサイトへのイベント情報掲載、テレビCM、公共交通機関における広告掲載）
- ◆ イベント情報を動画配信すると、動画検索により多くの人の目に触れるので効果的。
- ◆ SNSの活用は、リツイートの誘導なども含めて作戦が必要。「職員さんと犬猫」をテーマにした動画など、視点を変えた切り口にすると注目度が上がるかもしれない。
- ◆ ストーリー性のあるアニメ作品を制作すると良い。



#### <海外施設の取組>

- ◆ 子供をターゲットにしたイベントが充実している（動物について楽しく学べるもの、風船等を無料で配布するもの、動物の本の読み聞かせ等）。保護者も理解を深めることができる。
- ◆ 動物愛護とは関係のないイベントにブース出展する等、市民と接する機会を積極的に作ることで、市民にとって見慣れた存在となっている。
- ◆ 致死処分を行っている動物シェルターでも開放感があり明るく清潔で、行きやすい立地である。週末も開所しており訪れやすい。
- ◆ ホームページやSNSを使った情報配信に力を入れている。ウェブ専門の担当者や、それをサポートするボランティアが協力して動画等を作成している。

## 4. 新施設の整備と運営手法等 ①

### <身近な交流拠点となるための施設整備（都市デザインの観点から）>

- ◆ 敷地選定や施設のコンセプト作成は、まちづくりの視点を持って行うことが望ましい。
- ◆ 多くの人に利用される施設、愛される施設となるには立地が重要となる。
  - ・ 買い物等のついでに立ち寄ることができる場所
  - ・ 最寄り駅から徒歩で快適に行くことができる場所 など
- ◆ 機能とプログラム（運営方法）とデザイン（空間や施設）はそれぞれ関連し合う一体のものと捉えることが必要。



### <施設を作るための望ましいプロセス>

- ◆ 施設設計を決定する前に、施設の活用イメージとして、駅からの街並みや周辺施設などのネットワークも含めたビジュアルを自由な発想で描くことが重要。
- ◆ 施設設計はデザインコンペやプロポーザルを活用して行うべき。公平性の確保、情報発信、条件の組み込みが可能など、メリットが大きい。
- ◆ デザインコンペ等の条件設定時に、動物愛護の関係者だけではなく、実際に施設を管理・運営する関係者が参加することで、施設を使用する側の経験や専門性を設計条件に反映することができる。



## 4. 新施設の整備と運営手法等 ②

### <望ましい施設・設備・運用>

- ◆ 様々な用途に使用できる広いホールを設け、イベントでの活用その他、災害や多頭飼育崩壊が発生した際の動物の一時保管施設に活用すると良い。
- ◆ 収容動物のエンリッチメントを充実させ、悲壮感なく展示性を高め、人々を呼ぶ環境づくりを行うと効果的である。
- ◆ 敷地内に給排水、電気等のインフラを整えて、災害発生時は駐車場等に仮設の収容設備を設置するなど、緊急収容に柔軟に対応できる余地を持たせてはどうか。
- ◆ 交通の便が良い場所に一時的な動物の保管施設を設けて、収容動物の返還場所とするなど、都市部の実情に応じた機能分散等も検討したらどうか。
- ◆ あらゆるニーズに応えようと過大な施設を想定するのではなく、関係者との連携に基づき、行政が担うべきことを確実に担うことができる規模とするのが良い。
- ◆ 海外の施設では、立地が良いだけでなく、明るく整然としている。また、寄附を行った人が、動物を飼養している部屋の名前を決めるなど、寄附したことを見えるようにする工夫がある。



## 5. その他

- ◆ 動物愛護に関する幅広い相談等を受け止める機関として、施設が都民・関係者から信頼される存在になることが、全ての土台となる。
- ◆ 施設のイメージを“捨てられた、あるいは虐待された不幸な動物を集めている施設”から、“動物を助け、動物が楽しく暮らすための施設”に転換できると良い。
- ◆ 様々な事情で動物の飼養を継続できない人が存在する。動物の遺棄や虐待につながる前に、次の飼養者につなげる仕組みがあっても良いという考え方がある一方で、このような問題の解決には、公衆衛生、動物福祉、人の安全を考慮して総合的に対応する必要がある。
- ◆ “動物を飼ったけど飽きてしまったから引き取って欲しい”という無責任なニーズに合わせるべきではない。理不尽な相談・要求に対してはハードルを上げる必要がある。
- ◆ 欧米では動物シェルターによっては、身近な施設であるがゆえに、飼えなくなったペットが安易な気持ちで動物シェルターに持ち込まれることがある。これは真似するべきではない。



## VI. おわりに

---

- 本検討会では、動物愛護相談センターを動物との共生推進拠点として整備するに当たり、その施設像や機能等について、他自治体や海外の施設の事例を交えながら、具体的な考え方やアイデアなど、多くの意見をいただきました。
- 今後、動物との共生推進拠点の基本計画を策定するに当たっては、本検討会でいただいた意見も活用していきます。